

「がん患者・家族に対する相談支援事業」委託に係る企画提案募集要領

1 趣 旨

本要領は、愛知県が「がん患者・家族に対する相談支援事業」の委託の相手方を選定するための企画提案募集に関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務の内容

別紙「がん患者・家族に対する相談支援事業委託仕様書」のとおり

3 委託事業の概要

(1) 委託料の上限

1,359,000 円以内（消費税及び地方消費税含む。）

(2) 委託の期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日まで

(3) 委託料の対象経費

電話相談業務に従事する者の人件費及び交通費、業務の実施に直接必要となる消耗品費、印刷費、通信料、賃借料、案内チラシ作成費。

ただし、電話相談業務に従事しない者の人件費等上記以外の経費について、全体経費の20%を上限として認めるものとする。

4 応募方法

(1) 応募書類の作成

別紙「企画提案書作成要領」による。

(2) 応募書類の提出

上記(1)により作成した応募書類を持参、郵送又は宅配便により書面を令和7年3月6日（木）午後5時（必着）までに愛知県庁へ提出するものとする。

なお、郵送又は宅配便による場合は、令和7年3月6日（木）午後5時以降に愛知県庁に到着したものは無効とする。

(3) 提出先

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課がん対策グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎3階）

(4) 留意事項

ア 企画提案の内容は企画から事業完了に至るまでの一切の業務とし、できるかぎり具体的なものとする。

イ 企画提案に係る経費（必要書類の作成及び提出に要する経費等）は県では負担しない。

ウ 企画提案は、1者につき1件とする。

エ 提出された企画提案書等の書類は返却しない。

オ 企画提案の募集・選定は、県が本事業の契約交渉を行う相手方を選定するための手続きであって、企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、事業の実施にあたっては、選定された企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容

を決定する。

5 応募資格

- (1) 業務の性質上、県と密接な連絡を取りつつ業務を進める必要があることから、愛知県内に主たる事業所（営業所、支所を含む）を有し、がん患者支援活動の拠点を持つ団体であること。
- (2) 営利法人等については、応募受付期間において「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 応募受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

6 選定方法

(1) 審査

審査においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

- ・提案に対する評価（業務実施面、企画提案面（電話相談及び県が仕様書で示した内容以上に相談支援等を行う場合の内容について））
- ・受託団体としての評価（人員の確保、事業実施の実績）
- ・社会的な価値の実現に資する取組（環境に配慮した事業活動、障害者への就業支援等）

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、審査終了後に、全応募者に対して通知する。

7 その他

- (1) 委託料の支払い方法は、事業完了後の精算払いとする。
- (2) 委託契約保証金は、契約額の100分の10以上の金額を納付してもらうこととする。ただし、愛知県財務規則129条の3各号に該当する場合は全額又は一部を免除とする。
- (3) 本事業は、令和7年2月定例愛知県議会における予算の成立を条件とする。

8 問い合わせ先

本委託事業に関する問い合わせは、FAXまたはメールにて受け付けるものとする。

【担当】愛知県保健医療局健康医務部健康対策課がん対策グループ

【住所】〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎3階）

【FAX】052-954-6917

【メール】kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

（件名に「がん患者・家族に対する相談支援事業企画提案について」と記入すること。）